

# 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案の概要について

令和 7 年 11 月  
原子力安全対策課

県の原子力防災に関する取組み、原子力防災訓練等により得られた教訓、防災基本計画や原子力災害対策指針の改正等の反映により、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正を行う。

## 1 計画の概要

### （1）目的

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）は、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的として定めている。

|                               |                                                                                                         |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鳥取県地域防災計画<br>（原子力災害対策編）       | 本県の原子力災害対策の基本となるものであり、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害の事前対策並びに発生時に、県や米子市・境港市・三朝町、その他防災関係機関がとるべき措置を定めるもの。 |
| 鳥取県広域住民避難計画<br>（島根原子力発電所事故対応） | 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき計画される各種防護計画のうち、住民避難に焦点を絞り、住民避難を迅速かつ的確に実施するために、その実施要領についてまとめたもの。                  |

### （2）対象施設

- ①中国電力株式会社 島根原子力発電所（島根県松江市）
- ②国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター（岡山県鏡野町）

## 2 地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画の主な修正項目等

### （1）国の動き（原子力災害対策指針の改正等）を踏まえた計画の見直し

#### ○屋内退避中の一時的な外出、屋内退避の解除要件等について記載

〔地域防災計画〕P77、80 第3章 緊急事態応急対策 第4節 避難、屋内退避等の防護措置

〔広域避難計画〕P8 第3章 実施要領 第2節 緊急事態における対応等 4屋内退避

- ・原子力災害発災時のU P Z内における防護措置は屋内退避が基本であることを改めて明記し、生活の維持に最低限必要な一時的な外出は屋内退避を継続する上で必要な行為であるため、屋内退避の概念に含まれること、屋内退避は長期に亘る継続が困難であるため、その解除又は避難等への切替えの判断が必要であり、その指示は原子力防災アプリやホームページ等でU P Z内の住民等へ伝達すること、かかる判断は屋内退避中の住民の生活の状況やモニタリングの結果、プラントの状態などの情報を収集し、原子力安全顧問の意見を聴取したうえで国に対し必要な意見を述べていくことを記載

#### ○国の防災基本計画、原子力災害対策指針等との文言の整合化

〔地域防災計画〕P3 ほか

〔広域避難計画〕P8 ほか

- ・国の防災基本計画や原子力災害対策指針等の用例に従い文言を適正化（「原子力災害対策重点区域」、「被ばくの可能性のある環境下で緊急事態応急対策に従事する者」など）

### （2）原子力防災訓練の教訓や県の取組み等の反映

#### ○県職員や市町村職員等へ研修受講を積極的に促すこと等による人材育成の拡充

〔地域防災計画〕P44 第2章 原子力災害事前対策 第15節 被ばくの可能性のある環境下で緊急事態応急対策に従事する者の人材育成

- ・県職員や市町村職員、被ばくの可能性のある環境下で緊急事態応急対策に従事する者に対して、原子力防災や放射線防護に関する研修の積極的受講を促す等による人材育成の拡充を図ることを記載

#### ○避難車両誘導計画の策定

〔地域防災計画〕P33 第2章 原子力災害事前対策 第8節 避難体制の整備

〔広域避難計画〕P22 第3章 実施要領 第2節 7避難所への誘導及び受入れ

- ・各避難所の駐車可能台数や周辺駐車可能場所の調査を行い、避難車両誘導計画を策定する（避難所に収容できない車を周辺駐車可能場所の候補地に駐車させ、シャトルバスで避難所近くまでピストン搬送する計画など）ことを記載

## ○広域避難受入れに係るマニュアルの作成と見直しの実施

[地域防災計画]P33 第2章 原子力災害事前対策 第8節 避難体制の整備

[広域避難計画]P52 第5章 後方支援 第4節 避難所 2避難施設の開設運営

- ・広域避難を受け入れることが予定される市町村に対し、マニュアルの整備を促すとともに、実情に応じてこれを随時見直すことを記載

## ○放射線防護の指標（被ばくの限度）の追加

[地域防災計画]P76 第3章 緊急事態応急対策 第3節 活動体制の確立

- ・被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者に対する放射線防護の指標について、原子力災害対策指針を踏まえ、指標の設定の参考となる数値を記載（実効線量限度50mSv/年など）

## ○安定ヨウ素剤の郵送配布にあたっての留意点等を追記

[地域防災計画]P39 第2章 原子力災害事前対策 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

- ・申込者の利便性を図るため電子的手続きを充実させるほか、電子的手続きが困難な方へは電話による受付、説明動画のDVDを配布するなど十分な配慮を行うことについて記載

## 3 県民等への意見募集結果

### （1）意見募集の概要

○意見募集期間 9月17日（水）から10月1日（水）まで

○実施方法 県ホームページ、県庁県民室や各総合事務所、市町村役場窓口等にて意見募集

○意見総数（応募者数） 35件（5名）

### （2）主な意見等の内容と意見に対する県の考え方

| 意見等の内容(要旨)                                                                                                                          |  | 意見に対する県の考え方                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 屋内退避に関すること                                                                                                                          |  |                                                                                   |
| 家屋の倒壊、道路の崩壊となると屋内退避はできず、避難所も倒壊していることも考えられる。避難所の収容人数は限られていて多くの人が避難することはできない。                                                         |  | 状況に応じて自衛隊等の実動機関の協力も得ながら対応します。                                                     |
| 生活の維持に必要な一時的な外出をすると被ばくする。                                                                                                           |  | 放射性物質が放出される可能性が高くなった場合は、一時的な外出等を控える旨を、様々な媒体を通じて呼びかけます。                            |
| 屋内での放射線量が屋外より高くなると、屋内退避の結果被ばくする。                                                                                                    |  | 屋内退避の継続が困難と判断される場合は、国に避難への切替えを促します。                                               |
| 被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者に含まれる職種をすべて明記すべき。                                                                                       |  | 従事者の理解を得た上で災害対応を行います。また、状況に応じて自衛隊等の実動機関の協力も得ながら対応します。                             |
| 原発関係労働者以外は、本来被ばくの可能性のある環境下で緊急事態応急対策に従事することを強要すべきではない。                                                                               |  |                                                                                   |
| 複合災害対策に関すること                                                                                                                        |  |                                                                                   |
| 地震火災との複合災害により屋内退避が困難になった場合には、放射性物質が降下する中で、グラウンドや公園等に避難しとどまることは、より被爆することになる。また、気象警報発表時や、地震、津波、大雪・台風等がほぼ同時期に発生した条件でも避難可能な対策を策定すべきである。 |  | 複合災害時には、まずは人命の安全確保を最優先することを原則としており、状況に応じて自衛隊等の実動機関の協力も得ながら対応します。                  |
| 武力攻撃への対応                                                                                                                            |  |                                                                                   |
| 弾道ミサイル及び航空攻撃以外の潜水艦を使って上陸したゲリラ攻撃対応の記述がない。重装備している特殊工作員には、現状の原発警備では太刀打ちできない。原発の破壊によるメルtdown・爆破などで大量の放射性物質放出が懸念される。                     |  | 武力攻撃事態等が認定された場合は、国民保護計画に基づき対応します。                                                 |
| 避難行動要支援者                                                                                                                            |  |                                                                                   |
| 要配慮者の入所している社会福祉施設・医療施設などの各施設では、避難計画を作成することになっているが、原発事故の進展状況が不明なため、実効性のある計画にすることは困難である。インフラ・医療品やスタッフなどが整っていないと、屋内退避も避難も困難。           |  | 病院や福祉施設が作成している避難計画により対応します。避難行動要支援者の個別避難計画の策定も進められており、原子力防災訓練などの機会を通じて実効性向上を図ります。 |
| 安定ヨウ素剤の事前配布                                                                                                                         |  |                                                                                   |
| 安定ヨウ素剤については、乳幼児・子どもなどを中心に事前配布を基本としておく必要がある。                                                                                         |  | 安定ヨウ素剤の事前配布を希望される住民の方に対し、通年配布や事前配布説明会による事前配布に加え、今年度から郵送による配布を開始しました。              |